

熊本県文化懇話会規約

- 1 本会は熊本県文化懇話会と称し、事務局を熊本市中央区出水2丁目5番1号熊本県立図書館に置く。
- 2 本会は県内に居住する各文化関係者を持って組織し、会員相互の親睦と協調を図ると共に、本県文化の振興に寄与する。
- 3 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。
 - (1) 総会 年1回
 - (2) 大会 年1回
 - (3) 世話人会(4, 8, 11, 3月) 月1回
 - (4) 常任世話人会(上記(3)を除く) 月1回
 - (5) 委員会 随時
 - (6) 出版
 - (7) その他の文化振興のための事業の実施
- 4 本会に世話人若干名(うち常任世話人若干名)、監事2名をおき、世話人を代表するために代表世話人を置く。
 - (2) 名誉会長、常任顧問、顧問、相談役、名誉会員をおくことができる。
 - (3) 名誉会長、常任顧問、顧問、相談役は世話人会にはかって選出し、総会の承認をうける。
 - (4) 名誉会長、常任顧問、顧問、相談役は世話人会に、出席して意見を述べることができる。
- 5 代表世話人に事故あるときは、代表世話人代行をおくことができる。
 - (2) 代表世話人代行は、代表世話人が委嘱する。
- 6 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

補欠によって就任したものの任期は前任者の残存期間とする。
- 7 本会の事業を推進するに当たって必要と認めるときは、常任世話人会の委嘱に基づき委員会を設置することができる。
- 8 本会の事務を処理するために事務局担当常任世話人、事務局長、職員若干名をおき、代表世話人がこれを委嘱する。
- 9 本会の経費は会費その他をもってあてる。

会費は年額とし、次に掲げる額とする。なお、会費の滞納が3カ年の時は退会とみなす。

ア 会員	8,000円
イ 部門重複会員については、原籍を除く1部門につき	2,000円
ウ 名誉会員の任意協力会費	4,000円
エ 名誉会員で一般会員として活動する場合の会費	8,000円
オ 賛助会員	10,000円
- 10 会員には定期刊行物「熊本文化」(200円)を配布する。

(付則)昭和38年10月18日制定
付則)平成10年5月8日改正, (付則)平成16年3月16日改正
(付則)平成18年5月30日改正し、平成18年6月1日から適用する。
(付則)平成23年5月30日改正し、平成24年4月1日から適用する。(会費改定)
(付則)平成24年5月28日改正し、平成24年4月1日から適用する。